

第十三回 参議院人事委員会會議録第十六号

昭和二十七年五月一日(木曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

北村 一男君
三郎君
木下 源吉君
紅澤 みつ君

事務局側

常任委員会専門員 川島 孝彦君
常任委員会専門員 熊登御堂定君

本日の會議に付した事件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今より人事委員会を開会いたします。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

昨日は午前の十一時から昼の休憩もなく五時二十五分に至るまで長時間に亘つて熱心に御審議を願つたのであります。なお本日引続きまして、委員諸君は御苦勞でございますが、これからずつと法律案の審議に入りたいと、かように思つております。ついでには、昨日と同様引続いて速記を中止いたしました。懇談の形において進行して行

きたいと、委員長はかように考へるのではありませんが、如何取計らつたものであります。御意見を伺いたいと思ひます。

○宮田重文君 昨日委員長のお話のうちに、相当懇談が進められたわけでありましたが、なお本日もう一歩進んで各委員の御意見を懇談の形において進めたいと思ひます。賛成いたします。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは宮田君の御発言がございまして、さうにいたしました。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) 異議ないものと認めまして、それではさう決定いたします。ついでには速記を一時中止いたします。

午前十一時六分速記中止

午後三時四十二分速記開始

○委員長(カニエ邦彦君) それでは午前中に引き続きまして速記を開始いたします。連日に亘りまして各委員の献身的な努力によりまして懇談の形で長時間進んで参りましたが、漸く成案を見るに至つたので、この連日に亘る結果としての成案を一応全員で御確認を願うというに願ひたいと思ひます。

従つて非常に長文になりますからこれを専門員のほうから一応結果を讀上げて頂きたいと思ひます。

なお附加で申し上げておきますが、非常に多量に亘つておりますため

に地区名、或いはその他の字句の誤り等があつた場合は委員長が適当に速記のほうを訂正をいたしたいと思ひますからあらかじめ御了承を願つておきたいと思ひます。この点について御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(カニエ邦彦君) それではさうにいたしましたと思ひます。専門員のほうから今日までのでき上つた結果を一応讀上げて頂きたいと、かように思ひます。

○専門員(熊登御堂定君) それでは北海道から申し上げます。札幌市四級、小樽市四級、函館市三級、室蘭市三級、夕張市三級、旭川市三級、釧路市三級、石狩支庁千歳町三級、上川支庁永山村のうち大字西部、中央及び東部二級、石狩支庁手稲町二級、胆振支庁幌町二級、渡島支庁銭函村一級、同じく七飯村一級、同じく長万部町一級、同じく松前町一級、同じく森町一級、同じく八雲町一級、後志支管内岩内町一級、同じく寿都町一級、狩太町一級、胆振支管内伊達町一級、檜山支管内瀬棚町一級、同じく今金町一級、石狩支管内恵庭村一級、空知支管内栗沢町一級、上川支庁富良野町一級、同じく美深町一級、同じく士別町一級、同じく永山村のうち二級地に含まれる地域以外の地域一級、留萌支庁増毛町一級、同じく天塩町一級、同じく羽幌町一級、宗谷支管内枝幸町一級、網走支管内女満別町一級、遠軽町一級、同じく留辺蘂町一級、同じく置戸町一級、同じく津別町一級、同じく紋

別町一級、同じく美幌町一級、同じく斜里町一級、同じく常呂町一級、十勝支管内池田町一級、同じく広尾町一級、根室支管内中標津町一級、釧路国支管内標茶町一級、日高支管内三石村一級、同じく様似村一級、同じく幌泉村一級、北海道以上であります。次は青森県、青森市二級、上北郡大三沢町二級、以上。

次は岩手県、盛岡市二級、九戸郡長内村一級、次は宮城県です。柴田郡船岡町一級、伊具郡角田町一級、次は秋田県、秋田市二級、由利郡本荘町一級、雄勝郡湯沢町一級、平鹿郡十文字町一級、南秋田郡一日市町一級、山本郡二井町一級、北秋田郡鷹巣町一級、鹿角郡小坂町一級、同じく尾去沢町一級、北秋田郡花岡町一級、以上です。

次は山形県、山形市二級、次は福島県、福島市二級、郡山市二級、平市二級、相馬郡原町一級、石城郡四倉町一級、次は茨城県です。那珂郡那珂湖町一級、猿島郡境町一級、次は栃木県であります。栃木県は那須郡大田原町一級、次は群馬県、太田市二級、次は埼玉県、川越市三級、北足立郡志木町三級、同じく水谷村一級、宗岡村一級、内間木村一級、北葛飾郡吉川町一級、大里郡三尻村一級、以上です。次は千葉県、木更津市二級、館山市二級、千葉郡若田村一級、市原郡姉崎町一級、同じく鴨舞町一級、印旛郡和田村一級、同じく白井町一級、山武郡大網町一級、長生郡一宮町一級、安房郡千倉町一級、君津郡大貫町一級、以上です。次は東京都、立川市五級、北多摩郡

国立町五級、同じく神代村五級、田無町五級、同じく小金井町五級、同じく府中町五級、同じく調布町五級、小平町五級、西多摩郡福生町四級、北多摩郡昭和三町四級、次は神奈川県、横須賀市五級、一部四級。

次は新潟県であります。古志郡宮内町二級、北蒲原郡五十公野村上杉原二級、岩船郡瀬波町一級、中蒲原郡五泉町一級、南蒲原郡見附町一級、西蒲原郡内野町一級、同じく吉田町一級、同じく巻町一級、北蒲原郡水原町一級、同じく葛塚町一級、同じく中條町一級、北魚沼郡小千谷町一級、東蒲原郡津川町一級、佐渡郡相川町一級、同じく阿津町一級、三島郡寺泊町一級、東頸城郡安城村一級、以上です。

訂正いたします。今読みました古志郡宮内町、北蒲原郡五十公野村上杉原を二級と読みましたが、いずれも一級の間違いでございます。次は富山県でございます。新湊市二級、東礪波郡南山田村大字信末一級、次は石川県、小松市二級、江沼郡橋立村一級、福井県、敦賀市二級、武生市二級、小浜市の未支給地全部を一級、坂井郡吉崎村一級、同じく金津町一級、同じく三国町一級、以上です。次は山梨県、南都留郡中野村一級、長野県、長野市二級、松本市二級、北佐久郡岩村田町一級、以上です。

岐阜県、関市二級、羽島郡笠松町二級、恵那郡陶町二級、吉城郡上宝村一級、羽島郡竹ヶ鼻町一級、山県郡高富町一級、不破郡赤坂町一級、同じく垂井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

井町一級、同じく関ヶ原町一級、郡上

て一つ御発言を願います。

会議に上程されるよう、それからこれまでいろいろの申合せにおいてきめたそういう一切のことは一つその通り進めて頂きたい、こういうことです。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今の木下君の御意見のほかに何か御意見がありましたら……。

○宮田重文君 今の最終案として手続をするということは結構ですが、今木下先生のおつしやるその前にやる方法は具体的にどういうことですか。

○木下源吾君 具体的には委員長を中心にして理事諸君なり何なりで一つ政府に対していろいろ話をすることもあろうし、又衆議院の人事委員会のほうと打合せ連絡をすることもあろうし、いずれにしても本案が実現されるような方向にそれ／＼努力してもらいたい。こういうことです。

○宮田重文君 今の大体そういう方向で結構なんです、とにかくこの最終案というものを／＼党でもいろいろものができたということも一つのこれは報告の必要があると思うので、まあその会派においてはいろいろふうな取扱をするにしても、私のほうは一応党にこういうものができたことを了承してもらつて、それから本会議にかけるように手順をして行きたい、そういうことに御承知願います。

無論早速私は原案ができたならばそれを取計らいます。修正には無論異存はないわけですから、どの程度のものであるとはいけないとか何とかいうことは問題にならぬと思ひますから……。

○千葉信君 まあ只今の宮田委員の発言、これは与党の委員の立場から当然そういう措置は必要だと思ふのですが

従つて我々そういう措置をおとりになることに賛成であるし、我々自身も又党には一応報告と了解が必要なんとして、その点については私も全く同感だと思ひます。ただ今木下委員のほうから提案されておられますのは六日の本会議に上程する運びにしたいと、こういう御提案でございましたが、その点については宮田委員のほうからその点については異議がないという御発言でありましたが、その確認して差支えございませんか。

○宮田重文君 これは勿論党として各党で最終案を作つてそれを衆議院の修正案として出そう、こういう協議の下に進めておつたわけですから勿論それには異議はありません。

○千葉信君 それでは六日の本会議に上程することは御異議ないようですか、いつの委員会でこの修正案を討論採決するかということについてもあとで委員長、理事懇談会等でその本会議上程の時期までに間に合うような措置を理事会でおとり願ひたい。委員長それを取つて下さい。

○木下源吾君 ちよつと速記をとめて

○委員長(カニエ邦彦君) ちよつとその程度で速記をとめて……。

午後五時九分速記中止

午後六時十五分速記開始

○委員長(カニエ邦彦君) それでは懇談会から速記を始めまして……この只今でございました最後の言ひますか、三案と申しますか、できました案の取扱、或いはこれの確認、或いはその他いわゆる附則等についての御意見もあろうかと思ひますから、それを御決

定をお願いしたいと思います。それで委員長からお諮りをいたします。本修正案と申しますか、最後案と申しますか、この案につきましては殆んど連日休みなしに熱心にやつて頂きました結果で上つたものでありまして、これについてはいろいろ各党においてもなお最後の懇談をせられ、政府等についても話合ひをせねばならないという御意見もありましたが、何分にも日にちがありませんので、先ほどの懇談会で御決定になりましたように、六日の本会議に上程するということとは先ほどの会談において確定をしております。そこでこの法案の附則についてであります、これは公布の日から施行し、適用は四月一日からこれを適用すると、こういうことに決定して御異議ございませんか。

○宮田重文君 大体今の委員長のお話の通りに進めて結構だと思ひますが、この修正案の各党の意見を取りまとめる際に、第一案、第二案というものは最初政府に本委員会の懇談会の決議として出してありますし、それから今度できましたものも一つ政府に見てもらふと同時に、おの／＼の党に帰つてもこれに対する了承をもらつて、そして参議院の一致した議案としてこれが通るように各党ともこれに協力してもらふ。政府も又その通過に努力してもらふ。こういうような手順をきめて、各党ともそういうようなことに御同調願つて是非案の成立に支障のないような手続に進行して行くようにお願いしたい。具体的にはこれは理事会か何かにお任せ願つてやることになるのですか。それは代表が誰がどう行くという問題については……。

○委員長(カニエ邦彦君) お答えいたします。これは先ほどの懇談の席上で政府との話合、その他具体的に進ます方法については委員長、理事にお任せ願うということかどうか、こういうふうになつておつたように思ひますので、ここで改めましてお諮りをいたしますが、さように御決定を願つては如何でございますか。

○木下源吾君 今のようなことは飽くまでも今日までやつて来たことは、委員の申合せでやつて来たことは、委員会でも今まで本場に検討して来た結果としてできたものは、これはやはり委員会としての取扱を進めたい。従つて各党において或いは異議のあるところもある、いろいろ又政府に不満のあるところもあるけれども、委員会としてはこの決定で進むのであるという一つの点と、そして今各党に諮るといふことは、各党の出でられる委員諸君がおやりになることである。それから政府との話合ひをするといふことは、飽くまでもそれはこの委員会の非公式、懇談の形式の延長でやつてもらひたい。これを混同しないように一つやつてもらひたい。従つて只今の委員長、理事というお話は正式の、つまりこの委員会の代表というのではなく、懇談の形式の代表として委員長、理事という人々にお願ひするのである、こういうように了解したいと思ひます。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今の木下君の御意見で如何ですか。御異議ありませんか。他に御意見があれば御発言願ひたいと思ひます。

○千葉信君 ちよつと速記をとめて……。

○委員長(カニエ邦彦君) ちよつと速記をとめて……。

○委員長(カニエ邦彦君) ちよつと速記をとめて……。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは速記を再開して頂きます。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今の木下君の御意見のよう取扱つて御異議ございませんか。

○委員長(カニエ邦彦君) それではさよう決定し、直ちに取進ぶことにいたします。それでは先ほどの御決定を願つた通りに計らいますからさよう御承知を願ひます。

なお今回の委員会は六日にいたしまして、六日には討論、採決ということに御決定を願つて御異議ございませんか。

○千葉信君 修正案の通り……。

○委員長(カニエ邦彦君) 勿論これは最後決定をなされた修正案の通りと、こういうことであります。

それではさよう決定いたしましたので、昨日も本日も非常に各委員のかたには長時間御苦勞さんでありましたが、本日はこれを以て散会いたします。

午後六時三十八分散会

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁